

令和5年6月13日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 1 項 5 号に基づき、神拳阪神ボクシングジム（以下「神拳阪神ジム」という）所属ボクサーである栗生忠（ライセンスNo.50350）選手を令和 5 年 5 月 20 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

理由： 神拳阪神ジム栗生忠選手は、令和 5 年 5 月 20 日の試合の前日計量会場に現れず試合をキャンセルさせた。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は栗生忠選手を令和 5 年 5 月 20 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 2 項 1 号に基づき、神拳阪神ジムのマネージャーである山本秀人（ライセンスNo.31499）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、山本秀人氏が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション